

# 積 寒 協 ニ ュ ー ス

## 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律が成立 特例措置は平成 34 年 3 月 31 日まで期限延長

3 月 28 日（水）の参議院本会議において、「豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案」が可決、成立しました。

改正法は、3 月 31 日（土）に公布、施行の予定です。

### ◎改正法の概要

#### ■特例措置の期限延長

第 14 条及び第 15 条に規定する特例措置を、平成 34 年 3 月 31 日まで 10 年間延長

#### ■豪雪地帯対策の推進のための規定の整備

- ①建設業団体その他の非営利団体との連携等、地域における除排雪の体制整備に係る規定を追加。（第 13 条の 3）
- ②空家に係る除排雪等の管理の確保に係る規定を追加。（第 13 条の 4）
- ③雪冷熱エネルギーの活用促進に係る規定を追加。（第 13 条の 7）

本会では、今回の法改正をふまえ、国に対し必要な制度の創設・拡充に向けた要望を実施していきたいと考えております。

引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

(参考：豪雪地帯対策の推進のために新たに整備された規定)

(除排雪の体制整備)

第 13 条の 3 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において人口の減少、高齢化の進展等により除排雪の担い手が不足していることに鑑み、除排雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、建設業者の組織する団体その他の営利を目的としない団体等との連携協力体制の整備その他の地域における除排雪の体制の整備を促進するよう適切な配慮をするものとする。

(空家に係る除排雪等の管理の確保)

第 13 条の 4 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において、積雪による空家（建築物又は工作物であって、居住し、又は使用する者のないことが常態であるものをいう。以下同じ。）の倒壊による危害の発生を防止するため、空家について、除排雪その他の管理が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雪冷熱エネルギーの活用促進)

第 13 条の 7 国及び地方公共団体は、豪雪地帯における雪の冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備その他の取組が促進されるよう適切な配慮をするものとする。